

オー・エス・ヨツフエ「ソヴェト民法における法律 関係の基本的特徴と構造上の特質」

柳, 春生
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1264>

出版情報：法政研究. 19 (1), pp.73-94, 1951-06-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

オー・エス・ヨッフエ

「ソヴェト民法における法律關係の基本的特徴と構造上の特質」

柳 春 生 譯

はしがき

私の譯したこの資料は、ソ同盟科學アカデミー法律研究所ならびにソ同盟司法省法學研究所の機關誌たる「ソヴェト國家と法」誌（「ソヴェトスコエ・ゴスダルストヴォ・イ・プラヴォ」）一九四九年五月號に掲載された、オー・エス・ヨッフエ氏の論文「民法關係の基本的特徴と構造的特質」（オスノヴヌイ・チェルトウイ・イ・ストウルクトウルヌイ・オソヴェンノステイ・グラジダンスコゴ・プラヴォアトウノシエニア）を全譯したものである。この論文は、「法律時報」本年三月號における稻子恒夫氏による紹介にも述べられているように、最近のソ同盟における代表的な社會主義民法理論である。いうまでもなく、ソヴェト社會主義國家の民法とわれわれの國の民法とは、その構造において、その領域において、相互にことなっている。ソヴェト民法は、この國の社會主義經濟の構造の把握からしてのみ理解されるのである。

この論文を譯出するにあつては、昭和二四年二月に當時法學部二年生であつた額田坦君が舟橋教授の民法の演習

にたいする報告として、はじめて原文から譯出した草稿とそのとき全君が露文タイプで打ちとつていた露原文をたよりにとし、併せて稻子氏の前記紹介を参照した。稻子氏の紹介はまことに正確であるが、ただ、「時報」五四頁、第二段目、「供給フオンドを原料、設備、燃料に分配する國家の行政法令」とあるのは、「原料、設備、燃料の供給フオンドの分配に関する國家の行政法令」の讀み誤りであることを指摘しておく。

民法の法律關係の構造上の特質を規定し、そして、民法的規制の方法がそれへ適用される必然性を條件づける、かの社會關係の範圍をあきらかにすること、そのことは、さらに、ソヴェト社會主義法の單一なる体系の一部門としての民法の對象的規定をあたえることを意味する。

けれども、かような規定をつくりあけることは、重大な方法論的困難につきあたるのである。それは、民法の規制の對象となるところの諸關係が、一定の範圍またわ一定の方向において、また行政法の規制をも受けるからである、また往々にして、同一の社會關係が、民法關係の型によつても、行政法關係の型によつても定式化されるからである。

民法の規制の對象と行政法の規制の對象とは相抵觸しないばかりでなく、一定の部分においては一致するかぎりにおいて、民法をソヴェト社會主義法の他の部門から區別することは、就中、民法を行政法から區別することを豫想するのである。それゆえに、われわれは、民法の法律關係の基本的特徴と構造的性質を規定しつつ、それを行政法の性的特徴の特質および行政法關係が構成される原理と比較對照しなければならぬ。そして、それは、密接に接觸を保ちながらも、しかも同時に相互に異つてゐるソヴェト社會主義法の二つの部門、すなわち行政法と民法との間の區別をなすためである。

われわれは、ソヴェト行政法とソヴェト民法の區分に關する問題に向いつつも、勿論、いささかもこの問題をブルジョア法學における私法と公法との對立に關する問題に接近せしめるものではない。かような接近は不可能である。それは、われわれは私的なものを認めず、われわれにとつては經濟の領域におけるすべてのものは公法的であつて、私法的ではないからである。ソ同盟における行政法および民法の概念は、ブルジョア國家における公法および私法の概念と共通なものをもたない。何故なら、ソヴェト法學は、行政法と民法とを區別しつつ、兩者の對立から出發しないで、兩者がソヴェト社會主義法の單一の体系の部門である、ということから出發するからである。方法論的に正しい且つ科學的に基礎づけられた原理をもつソヴェト法學的思惟の課題および目的は、ブルジョア法學の階級的課題および目的と何一つ共通なものをもたない。ソヴェト法學の前には、その理論的・實踐的意義が完全に確立されかつ認識されているところの課題がある。その課題は、法律に表現された社會主義國家の意思としてのソヴェト社會主義法の單一性から出發して、民法および行政法の規範をも含む法の種々の部門の規範が適用されるところの、社會關係の範圍を確定することである。

(一) レーニン全集、第二九卷、四一九頁。

ブルジョア法學はブルジョア法体系自体のうちに存在する現實の矛盾に直面して、資本主義社會の基本的矛盾の解きがたいことをみづから表現するブルジョア法の敵對的性格のあらゆる痕跡がそれによつて拭い去られるような説明を、この矛盾にたいしてあたえんと試みるのである。ソヴェト社會主義法が公法と私法へ法を區別することを知らな

資料

いように、ソヴェト法學の前にはこの區別の理論的基礎づけに關する問題はあり得ないのである。しかしながら、ソヴェト社會主義法の單一な体系をつくる個々の法部門の區別、ならびに、民法の規制の對象としての民法關係の區別を含む、これら個々の法部門の規制する對象の區別は、理論的に基礎づけられた正しい科學的解

資料

決を必要とする、中心的な問題の一つたらざるを得ない。かような問題の方法論的意義は、ソヴェト民法學の對象を規定することならびにその對象を他の法學科の研究對象から區別することと、直接結びついている。

問題の理論的および實踐的意義は、ソヴェト法の他の部門が規制される、かの社會關係の範圍の嚴密な科學的規定の必然性と結びついている。

この問題を考察しているわが法學文献においては、大多數の著者は、民法をソヴェト社會主義法の他の部門から區別する外的な特徴たる規制の方法にたいして一定の資料を提供しつつ、この方法が單に形式的な要因であり、問題の根本的な解決のためには、民法の根柢に横たわり、その適用の範圍を規定するところの社會關係の範圍を確定することが必要である、ということにおいて一致している。

とくに問題をこのように解決しているのは、科學アカデミー會員ア・ヤ・ヴィシンスキーであつて、彼は、行政的管理の秩序によつて規制されるものを除いた、ソヴェト民法の主体間の全財産關係を民法の規制の對象に屬せしめて⁵¹⁾する。

(二) アカデミー會員ア・ヤ・ヴィシンスキー「全同盟共產黨第十八回大會と社會主義法學の任務」、「ソヴェト國家と法」誌、一九三九年第三號、二二頁。

法學專門學校の民法教科書の著者達も、基本的にはアカデミー會員ア・ヤ・ヴィシンスキーの方式をとりいれ、さらに、財産關係ばかりでなく、市民の個人的な非財産的權利と關聯せる諸關係をも民法的規制の範圍に屬せしめて⁵²⁾いる。

(三) エム・アルガコフおよびデ・エム・ゲンキンによつて編纂された高等專門學校教科書、「民法」、一九四四年、一〇一—一二頁

参照。

しかしながら、これらの規定においては、民法關係の特質を欠いている、そしてそのかわりに行政法的秩序によつて規制せられ、そしてそのために民法の範圍外にある、財産關係の典型的な列擧がおこなわれている。この規定は、本質的には對象から出發しないで、規制の方法から出發している。何故ならば、法のこの二つの部門（民法と行政法―譯者）に關しては、財産關係が、ある場合には民法の方法によつて規制せられ、他の場合には行政法の方法によつて規制せられる、という相違のみが財産關係について論ぜられているからである。ここでは、民法的規制の方法が民法の特質たる役割を演ずるのであつて、しかもそれは、他の決定的な特徴が明かにされない間は、この役割を演じつづけるであらう。

デ・エム・ゲンキン教授の見解によれば、かような特徴は取引という概念であつて、しかも取引の領域と關聯せる財産關係が、民法的立法の規範が適用される限界を規定する。^(四)

(四) デ・エム・ゲンキン「ソヴェト民法の對象」、「ソヴェト國家と法」誌、一九三九年第四號參照。

しかしながら、取引という概念自体を規定することが必要である。もしも取引をもつて財産の移轉の任意の手段と解するならば、それ（財産移轉の任意の手段―譯者）は、民法關係によつてのみならず、行政法關係によつても媒介される。もしも取引を流通の領域であるとすれば、民法は決してそれに限られない。それゆえに、エス・エフ・ケチエキヤン教授が生産の領域と關聯せる財産關係を行政法の範圍に含めつつ、流通の領域と關聯せる諸關係を規制する法を民法と規定するとき^(五)、當然、つぎのような問題、すなわち、物權はかような條件のもとにおいては民法的制度として存続するのではないか、また例えば、原料、設備、燃料の調達資金^{フオンダ}の分配に關する國家の行政法令のような法令は民法の領域に屬しないのではないか、という問題がおこる。生産の領域および流通の領域と關聯せる財産關係は、民法の規範によつても、行政法の規範によつても規制せられる、という事實こそは、これらの規準の一つもソヴ

エト民法ならびにソヴェト行政法の對象的規定に利用され得ない、ということを明かに證明している。

(五) エス・エフ・ケチエキヤン「ソヴェト社會主義法の体系について」、『ソヴェト國家と法』誌、一九四六年第二號參照。

エム・ア・アルジャノフ教授は、民法關係の特質をその發生の基礎の特殊性においてみている。すなわち、民法關係は……國家行政の秩序においてではなく、主として契約の秩序、相互的な義務の秩序において確立される。^(六)

(六) エム・アルジャノフ「ソヴェト社會主義法体系の構成の諸原則について」、『ソヴェト國家と法』誌、一九四〇年第七號、四四頁。

かように、問題は、諸關係自体の性格にあるのではなくて、諸關係が発生する基礎の性格に存するのである。さらに、問題の解決は、あらゆる諸關係の性格によつて規定されないで、民法關係——契約、相互義務關係——が発生する獨特の基礎の性格によつて規定される。この場合、問題は、民法關係が発生するかかる獨特な基礎によつて紛糾するのではなくて、民法關係にとつても行政法關係にとつても共通なものであるところのかかる基礎によつて、まさしく紛糾するのである、という事情が見のがされている。民法關係と行政法關係のこの兩者が行政法令から發生する場合に、民法關係と行政法關係との相違はどこに存するであろうか、という問題にたいしてアルジャノフ教授の規定は解答をあたえていない。與えられた諸關係における當事者の相互義務のもとにおける社會的ならびに個人的所有の運動の地盤において發生する財産關係は民法に關係し、國家行政の地盤において發生する財産關係は行政法に屬すべきである、と考えるゲ・イ・ペトロフの規定もまた、解答をあたえていない。^(七)

(七) ゲ・ペトロフ「ソヴェト行政法の對象」、『ソヴェト國家と法』、一九四〇年第七號、四四頁

何となれば、民法的な財産關係は相互的な性格ばかりでなくまた一方的な性格をもち得るのであり、民法的性質をもつ財産關係はまた國家行政の地盤においても發生し得るし、他方において社會的および個人的所有權の運動は行

政法的秩序においても實現せられ得るからである。

エム・エム・アルガコフ教授は、ソヴェト社會主義法の体系を構成するにはその個々の部門の規制の對象から出發しなければならぬと主張しつつ、民法と行政法との區別は財産關係と組織關係との境界線に沿うて進まねばならぬ、と考へている。^(八)

(八) エム・アルガコフ「ソヴェト民法の對象と体系」、ソヴェト國家と法誌、一九四〇年第八—九號、六一頁。

中間的な諸制度に關しては、それらにおいて如何なる關係が優越しており、かつ所與の制度にとつてもつとも特徴的であるか、ということによつてそれらを行政法あるいは民法に關係せしむべきである。^(九)

(九) 全上。

かように、所謂中間的な諸制度に關するアルガコフ教授の規定は、それ自身のうちに問題の一般的解決を含んでいない。しかも基本的な諸制度にたいしては、とうていアルガコフ教授の規定で充分であると見做すことはできない。事實、民法の規制の對象としての財産關係は、行政法の規制の對象たる組織關係と何によつて區別されるであろうか？

組織關係は權力と服従の關係である、とアルガコフ教授はかいて^(一〇)いる。

(一〇) 全上、六三頁。

しかしながら、權力と服従の要素がそれに存在するか否かという特徴によつて法律關係を區別することは、あきらかに、法律關係の規制の法的方法における區別に、すなわち著者が否定しているところの規準にもとづいてるのである。われわれは、民法をその對象によつて規定しつつ、民法的規制の方法の特質から離れることが一般的に必要である、とは考へない。しかしながら、同時に、アルガコフ教授が彼のはじめの立場において方法ではなくて民法の規制の對象に、すなわち社會關係の一定の範圍に立脚することによつて、全体としての問題のかかる解決によりよく導

資料

くことは、殆んど不可能であろう。われわれは、さまざまな著者によつて固守される他の見地にとくとどまらずに、ただ、みづからにたいして反対を惹きおこさないような且つ無條件的に承認し得るような問題の解決がわれわれの文献においてまだ提出されていない、ということのみを指摘しよう。また、この問題の論争はなお續けられるであらう。そしてまたその窮極の解決は必要である。

二

科學的に正しい定義をあたえることは、對象の本質をあきらかにすることを意味する。民法の對象を規定することは、民法的立法の諸規範によつて規制される諸關係の總和を記述し、そしてそれら諸關係のうちから民法の範圍外にあるものを數へあげることの意味するばかりでなく、所與の法部門の規制の領域にあれこれの社會關係が包含される必然性を條件づけるところの、客觀的諸要因を確定することを意味する。

この問題を解決するためには、民法的規制の對象の研究ばかりでなく、民法的規制の方法を分析することが、意義をもつのである。對象は、それが窮極において法的規制の方法の性格を規定するがゆえに、決定的な要因である。しかし、方法もまた極めて重要な意義をもっている。何となれば、もしも相異なる法部門の規制の方法が、とくに民法と行政法の規制の方法が相互にちがわないのであれば、この二つの法部門が自主的に存在するという必要性はなくなるのである。

民法關係を他の種類の法律關係から區別する、一聯の外面的な特徴が存在する。

かような、第一の特徴たるものは、民事上の權利の保護の方法である。かような權利は、義務づけられた當事者がその權利の實現を阻止する場合には、彼の意思から離れてかつ彼の意思に反して、民事訴訟の手續によつて實現せら

れ得る。

けれども、裁判・訴訟上の保護という特徴は、すべてこの民事上の権利にとつて共通なものでもなく、また民事上の権利のみに特有なものでもない。ある民事上の権利は行政手続によつて保護される。例へば、發明者に支拂われる補償の比率にかんする争い——一九四一年三月五日の發明者および技術改良者にかんする法令、第二三條参照——の如きである。また反對に、行政法關係から發生する権利は、裁判手続によつて保護される。例へば、一九三七年四月十一日附ソ同盟中央執行委員會および人民委員會會議の決定、ならびに一九四二年十一月二十四日附ソ同盟人民委員會會議の決定によつて豫知される場合の如きである。

第二の特徴は、民法關係の發生の基礎となり得るものである。通常、民法關係は、當事者の自由な意思表示をその特徴としている。しかしながら、この特徴は第一の特徴にくらべて、あらゆる民法關係に共通な、また特有な特徴と見做されることはるかにすくないものである。民法關係は當事者の意思表示がない場合でも發生し得る。例へば、損害を蒙らしたことにともづく義務の如きである。

最後に、同一の行政法令が、民法關係をも行政法關係をも發生せしめ得るのである。例へば、資金の分配にかんする行政法令が納入者と受領者との間の民法關係を設定するとともに、彼等とこの法令を發した機關との間の行政法關係を設定するが如きである。

第三の特徴は、民法の規範の特殊性によつて明かにされる。

民法の規範の多くは、少なくとも市民間の關係を規制するものは、消極的な性質をもつてゐる。けれども、この特徴が條件的な、相對的な意味をもつてゐることは、殆んど疑を容れ得ないのである。何となれば、行政法規範のあるものもまた消極的であり、他方において、民法の規範の多くは、しかも社會主義諸機關の間の諸關係にたいしては民

法規範の壓倒的多数は、行政法規範と同様に命令的な性格をもつからである。

最後に、第四の特徴となり得るものは、民法關係の斷絶の手段である。債務更改、相殺、負債免除、一方的意思表示等のような法律關係の斷絶の手段は、民法のみにみられるのであつて、さういふ手段は、行政法關係における權力關係の一方的な意思表示——それはあり得ることである——を除いては、他の法部門にはみられないのである。

けれども、かような特徴は充分に正確なものではない。何となれば、あらゆる民法關係が相殺によつて更新されあるいは斷絶され得るものではないからである。例へば、扶助料を支給する義務は、相殺によつて更新されあるいは消滅することはあり得ない。また、民法關係の斷絶は必ずしも債務の更改によつては許され得ない。それは、通常、社會主義諸機關の間の關係にたいしては許されない。一方的意思表示による法律關係の斷絶は、市民間の關係においてすら、例外的な場合においてのみ許されている。例へば、ロシア・ソヴェト社會主義共和國聯邦民法典第二三一條は特殊な事情のもとにのみ注文者の一方的意思表示による供給契約の破棄を許している。

かようにして、われわれによつて列擧された特徴のひとつとして、あらゆる民法關係にとつて、あるいは民法關係のみにとつて、特有なものではない。そして、それにもかかわらず、すべての民法關係が他の法律關係、就中、行政法關係から區別されるならば、そのことは、その構造の一般的性格についてもその基本的な要素の特殊性についても獨自の構造的型の法律關係たる民法關係が特定の典型的特質をもつ、ということによつて明かにされるのである。

(一一) 獨自の構造的型をもつ關係としての民法關係にかんする問題は、われわれの知るかぎりでは、エス・イ・アスカナジ教授の學位論文「社會主義民法理論の基本問題」なる勞作において初めて提起され、そして詳細に究明された。「レニングラード大學通報」一九四七年、第十二號、九五—一〇〇頁の彼の論文を参照せよ。

民法關係は、あらゆる社會關係一般と同様に、人間の相互關係である。それは少くとも二つの主体間に存在する。そしてその主体の各々は、あるいは権利の保持者であるか、あるいは義務の保持者であるか、あるいは、法律關係の兩當事者にあることだが、同時に権利と義務の保持者であるか、である。

一方的な民法關係の主体間の法的相違は、その一方が権利のみをもち、他方が義務のみをもつ、ということによつてのみ明かにされる。

その各々に権利と義務とが屬するところの法律關係の兩當事者においては、この相違は消滅する。

その一般的な民法上の規定の觀點からすれば、民法關係の主体は、具体的な法律關係において彼等に課せられる機能から獨立して、平等である。

権利をもてる主体は、一定の物質的・法的請求權を提起する可能性のみをもち、同時に命令の機能を賦與されてゐない限りにおいて、義務を課せられた法主体は、彼に向けられる物質的・法的請求權に機能的に結びつけられるのであつて、権利をもてる者には服従しないのである。

義務づけられた者の行爲は権利をもてる者の権利の性質と内容に即應しなければならぬのであり、後者は前者から特定の行爲を要求し得る。そしてこの要求の實現性は法律によつて彼に保證されている。しかし、彼等の間には、権力と服従との關係は設定されていない。権利をもてる者はただ権利だけをもつのであつて、命令權をもつのではない。また義務づけられている者は権利の主張にのみ結びつけられているのであつて、命令に結びつけられているのはなす。

資 料

行政法關係の主体の法的状態は、これと異つた情況にある。行政法關係の主体の一方は、彼が権利の保持者あるいは義務の保持者としてあらわれることとは無關係に、他方の主体にたいして命令の機能を賦與される。後者は、彼が

権利をもつていて義務づけられていないときでさえも、前者の命令に服従せしめられる。権力と服従の関係が彼等を結びつけるとき、その際それらの法主体のいづれに権力の機能が歸屬するか、そして彼等のいづれが服従すべき地位にあるかという問題は、具体的な法律関係において一方が権利の保持者であり、他方が義務の保持者である、ということとは無関係に解決されるのである。

行政法關係の主体の法的状態は、彼等の權能と義務の性質によつて規定されず、彼等が行政法の領域において占めるところの、且つそれによつて彼等の間に具体的な法律關係が設定されるところの、一般的な地位によつて規定される。そして、もしもわれわれが民法關係においてこれに似たものを何も見ないならば、そのことは、民法關係と行政法關係という二つの種類の法律關係の相異なつた主体的構成によつて説明されるのである。

行政法關係の主体の一つは、つねに、行政の機能を行使する機關である。しかしながら、行政法は、それに課せられている行政の機能の範圍内にあるすべての他の人々はこの機能を行使する機關に服従せしめられる、ということから出發しているからして、権力と服従というこの要素は、具体的な法律關係において必然的な要素としてあらわれる。

これに反して、個々の市民相互の間にあるいは社會主義諸機關の間に設定される民法關係は、それへの権力および行政機關の義務的參加を豫想しない。民法の領域においてはある主体の他の主体への服従ということは豫想されていないから、権力と服従という要素は、具体的な民法關係を構成しない。かかる要素は、行政法關係の主体と同一の機關が民法關係の主体となるときにも、民法關係を構成しない。

何となれば、これら諸機關は異つた種類の關係においては、異つた性質をとつてあらわれるからである。行政法關係においては、これら諸機關は、組織と行政の機能を行使し、かつこの機能がそれについて行使されるところの人

々を自己に服従せしめる機關としてあらわれる。民法關係においては、これら諸機關は、經濟的機能を行使する機關としてあらわれ、且つ、かかる機能の行使に關してまたその行使の過程においてみづからとともに法律關係に入りこむ人々と平等な法的地位にあるところの機關としてあらわれる。たとえ、組織と行政の機能を行使する機關が具体的な行政法關係における義務の保持者であつても、この義務は、それに照應する他の當事者の權利と同様に、當該機關の組織的・行政的活動をその客体とする限りにおいて、かかる行政法關係においては、權力の保持者は當該機關であつて、この法律關係の・權利をもてる主体ではない。

これに反して、もしもこれと同一の機關が具體的な民法關係における義務の保持者である場合には、この義務は、それに照應する他の當事者の權利と同様に、當該機關の經濟活動をその客体とする限りにおいて、かかる民法關係においては、權力と服従の要素は存在しない、そして法律關係は契約當事者双方の法的平等の原則にしたがつてたえられる。

行政法と民法という二つの種類の法律關係の主體的構成、および當該法律關係の主體的法的地位における相違、ならびに當該法律關係の客体における相違は、こんどは、法律關係が實現される秩序の相違を條件づける。

權力機關あるいは行政機關は、行政法關係における權能をもてる主体として、たとえあらゆる場合においてではないにせよ、少くとも、この法律關係における他の當事者に課せられた義務の履行を自主的に請求するのが通例である。何となれば、彼は義務づけられた主体にたいして命令の機能を賦與されているからである。

これに反して、機關が權利はもつているが、かれには同時に命令の機能は賦與されていないところの民法關係においては、かれは、かれの契約當事者に課せられている義務が後者によつて勝手に履行され、そしてこの義務を強制的に實現せしめるためにはかれの契約當事者を服従せしめるところの命令機關あるいは權力機關の援助を必要とする場

合においてのみ、かれの契約当事者が負っている義務の實現を自主的に請求し得るのである。

かようにして、民法關係は、そのあらゆる要素において行政法關係から相互に次のように區別される。

一、構造の一般的性格に關しては、平等の關係と、權力と服從の關係。

二、主体的構成に關しては、經濟的機能を行使する機關との關係と、組織および行政の機能を行使する機關との關係。

三、客体に關しては、當該機關の經濟活動と關聯せる法律關係と、その機關の組織的・行政的活動と關聯せる法律關係。

四、權利と義務の範圍に關しては、請求權としての權利に對應する義務と、命令としての權能に對應する義務。

しかしながら、もしも民法關係と行政法關係とがことなつた構造的型の關係であるならば、そしてもしも同時に種々の社會關係、とくに財産關係が民法的秩序によつても行政法的秩序によつても規制され得るならば、それぞれの具體的な場合における民法關係と行政法關係との間の區別をなすためには、所與の法律關係が民法關係の型の構造的特徴に適しているか、あるいは行政法的型の構造的特徴に照應しているか、ということを確認することが必要である。

民法關係と行政法關係との區別をおこなうためには、この經驗的結論で全く充分なようである。けれども、民法と行政法との區別の理論的問題がこれによつて汲みつくされたのではない。

何となれば、課題は、民法關係の構造的特徴を記述することのみあるのではなく、それによつてある社會關係が民法的型にしたがつて構成され、そのとき他の種類の社會關係が、またことなつた歴史的段階においては第一のものと同じ社會關係が、行政法的型にしたがつて構成される、客觀的な原因と要因とを就中確定することに存するのである。

現實に存在する如何なる事情と要因とがこの場合決定的なものであるかということとは、客觀的に存在する如何なる合法則性によつて條件づけられるであらうか？

三

わが國の文献における支配的な見解によれば、民法的規制の対象をなし、かつそれによつて民法的規制の方法の特殊性が規定される、社會關係の領域の性格と内容とが決定的なものである、とされている。

それゆえに、民法的規制の方法をそれに適用することをその性質上客觀的に必要とするところの社會關係の範圍を確定すること——まさしくそのことによつて民法的規範の作用の一般的限界が規定されるのであるが——で充分である、と考へられるかもしれない。そして、われわれはこのようにして民法の規制の対象的規定をあたえられている。

けれども、この問題の解決の方法論的な途がきめられている對象的明瞭性にもかかわらず、これまで誰もまだ問題の正しい解決を提起し、そしてその規制の對象にしたがつて民法の概念をつくりあげることに成功していない。

ソヴェト民法は社會主義社會の財産關係を規制するソヴェト社會主義法の一部門である、といわれるときに、かような規定はこの語の論理的意味において正確なものではない。何となれば、財産關係はソヴェト行政法規範によつてもまた規制されるからである。

この規定を現實に民法規範に包含される社會關係の總和に適應せしめるために、國家行政の秩序によつて規制されない財産關係が民法に關係する、ということを示す形式における論理的特異性 (*differentia specifica*) をこの規定に附加するとき、かような規定は、たとひそれが形式論理的觀點からすれば充分なものであるにしても、問題の本質を解決するものではない。

資料

かかる規定は、ただ外見的にのみ對象的規定であるにすぎない。というのは、その場合、規制の對象自体は規定されないままに残るからである。それゆえに、かかる規定が民法の概念を規定することができないのは、當然である。當該法部門に屬する法規範のみを規制の對象へ適用することが必要である、ということが規制の對象の性格から不可避的必然性をもつて出てくるならば、そのときにのみ、規制の對象はそれに相應する法部門が作用する範圍を現實に規定するであろう。

財産關係は、その性格上それが必然的に民法規範によつて、しかも民法規範のみによつて規制されねばならないという場合においてのみ、現實に民法の作用する範圍を規定するであろう。しかしながら、まさしく財産關係の多くはその性質上、民法的秩序によつても、行政法的秩序によつても規制せられ得る、ということきものである。そして、一つの財産關係がある法部門に包含され、他の財産關係が別の法部門に包含されるという事情、あるいは同一の財産關係が一定の時期には民法によつて規制せられ、他の時期には行政法によつて規制せられるという事情は、財産關係自体の性格のみによつて明瞭に説明せられ得るものではない。⁽¹¹¹⁾

(112) われわれは、誤解を避けるために、財産關係ばかりでなく、市民の個人的な非財産的權利と關聯せる關係をも民法の領域に屬せしめねばならぬ、ということをとくに指摘しなければならぬ。しかしながら、民法の概念の研究は、就中民法的規制の對象を構成する財産關係の範圍に關する問題によつて極めて紛糾しているから、われわれは、ここではただ財産關係の分析に限定するだけで目的にかなうものであると考へる。

したがつて、規制された關係の分析にのみとづいては、民法は單一なる社會主義法体系の部門として存在する、という問題に決して答へることはできない。規制される諸關係の分析の結果からは、かかる關係は、その一般的な性格と内的本性において客觀的に存在しかつ現實に可能なもののうち如何なる法的方法による規制に適合するか、とい

う問題にたいする答が得られるにすぎない。

かくて、租税関係の分析は、租税関係は行政法的秩序によつてのみ規制され得る、ということを描している。

反対に、市民間の財産関係の性格と特殊性は、民法的規制の方法のみがこの関係に適用され得る、ということを示している。

最後に、穀物の調達に関する関係、あるいは社会主義諸機関、ことに原料、設備、燃料を供給する関係のような財産関係は、抽象的に考察すれば、行政法的秩序によつても、民法的秩序によつても規制され得る。

かように、法的規制を必要とする財産関係は、ある場合にはその法的規制のただ一つの可能な方法のみを豫想するが、他の場合には財産関係に客観的に適用される若干の法的方法の選擇の範圍を定めている。もしも特定の種類の財産関係の性質がただ一つの法的方法のみのそれへの適用の可能性を許容するとすれば、この法的方法是所與の財産關係に關する自己の立法的認證をもちうるのである。もしも、財産關係がその性質上種々の法的方法のそれへの適用の可能性を許容するならば、選擇の範圍が對象自体によつて表示されるかぎり、如何なる法的方法が財産關係に現實に適用されるかといふ問題は、立法的解決においては、規制の對象自体ばかりでなく、この對象の外に横わるところの諸事情と諸要因によつて規定される。

エンゲルスは書いている。

「個々の人間を行動にかりたてるものは、すべて、彼の頭を通つて彼の意思に作用する。同様に、市民社會のあらゆる要求も、いかなる階級がこの時代に支配してしようとそれには關係なく、立法上の承認をうるためには國家の意思を通らなくてはならない。このことは、わかりきつた事實の形式的な側面である。しかし問題になるのは、個人の意思も國家全体の意思も同じだが、その形式的な意思はどういふ内容をもっているか、そしてこの内容はどこからくる

のか、そして意思はなぜある方向に向けられるが他の方向に向けられないのか、といふことである。われわれがこの問題にたいする答を求めてゆくならば、われわれは、近代の歴史においては國家意思是市民社會の變化する要求によつて、この階級かあの階級が優勢であるかによつて、規定されるのであり、結局のところ、生産力と交換の諸條件との發展によつて規定されるものである、といふことを發見するのである。^(一三)

(一三) フリードリヒ・エンゲルス「フオイエルバッツハ論」、マルクス・エンゲルス全集、ロシア版第十四卷、六七一頁、邦訳マ

ルクス・エンゲルス選集、十五卷下、四九五頁参照。

かように、市民社會の要求に立法的承認をあたえる國家の意思、これはことがらの形式的な側面である。

したがつて、社會關係にたいして國家によつて定められる、これら社會關係の一定の總和を法的に規制することの特殊な方法もまた、形式的な要素である。

市民社會の要求は物質的なものであつて、その要求の特殊性は、社會關係の一定の形態の選択とそれの立法的認證の必然性を條件づけるのである。

もしもこの要求が所與の法部門によつて規制される所與の社會關係からのみ發生するならば、そのとき問題全体の解決は何の困難もひきおこさない。すなわち、所與の法部門の範圍は、その對象によつて、すなわちその法部門によつて規制される具体的な社會關係によつて、表示されるであらう。

しかしながら、市民社會の要求は、所與の法部門によつて規制される所與の社會關係からのみ發生するのではなくて、社會生活のあらゆる物質的條件の總和によつて、結局のところ、生産力と交換の諸條件の發展によつて、規定されるのである。

それゆゑに、例へば、もしも現實の立法にしたがつて材料および設備の供給が資金の分配の秩序によつてなされる

ならば、法的規制のかような方法の選択は、材料と設備の分配にかんする關係自体から發生する諸要求ばかりでなく、かかる對象が生産される諸條件によつても、またこれらの對象に關係する社會主義經濟の要求によつても、條件づけられるのである。

それみづからによつて、みづからの本性にしたがつて、材料と設備の供給は、直接的な行政法的分配の形式によつても、あるいは所謂自由な契約秩序によつても、遂行し得られるであらう。

けれども、わが社會の要求の總計は、また全体としての社會主義生産の物質的諸條件は、この社會關係へ適用され得る、あらゆる抽象的に可能な・法的規制の方法のうち、所與の歴史的諸條件のもとにおいてただ一つ可能でありかつ目的にかなふもののみが選ばれ、認識される、といふことに導くのである。

かようにして、物的諸要求は、社會關係を規制する法的方法の確定において一定の二者択一を許容する、任意の社會關係から發生するのである。社會關係が他の社會關係ならびにそれから發生する社會の物質的要求から孤立して、それみづからとして考察されるときに、その社會關係は種々の法的方法のみづからへの適用の抽象的可能性を豫想するであらう。社會關係が、それみづからばかりでなく社會生活のあらゆる物質的條件の總和から發生する、具体的な物質的要求の觀點から考察されるときには、特定の歴史的條件のもとにおいては、その社會關係は所與の具体的な法的方法のみによつて規制されうるし且つ規制されねばならぬ、といふことがわかるのである。

かようにして、社會關係の一定の總和を規制するために國家によつて確定される法的方法は、規制の對象によつてばかりでなく、社會生活の物質的條件から發生する社會のあらゆる物質的要求の總和によつて、豫め定められるのである。

規制の對象は、客觀的に存在する法的方法と對象に抽象的に適用される法的方法との間の選擇の範圍を規定する。

この範圍は、それみづからに唯一可能な法的方法あるいは若干の可能な法的方法を含みつつ、對象の性質によつて、より狭くもより廣くもあり得る。

社會生活の物質的條件から發生する社會のあらゆる物質的要求の總和は、所與の社會關係へ諸々の法的方法を適用し得ることを社會關係自体の性格が許容する、といふような諸々の法的方法のうちから法的規制の具体的な方法の選擇と認證とを規定するのである。

社會主義社會の物質的利益とその社會の要求とは、法律に表現されるソヴェト國家の一般的意思をかたちづくる。社會主義社會の成員の一定の行爲を保障する法的方法たる法律は、社會主義國家が意識的に提起した目的を達成し、任務を解決するための一つの手段としてあらわれる。

しかし、エス・イ・アスカナジ教授が注意するように、^(一四)法律は、社會主義國家が意識的に提起した目的を達成し、任務を解決するために必要なソヴェト市民の行爲を保障するにあたり、直接的な命令の方法をも、行政法的禁止の方法をも、また民法的規制の方法をも適用することができる。ソヴェト國家は、社會主義的諸關係の特定の部門の法的規制のための具体的な方法を認證しつつ、わが社會生活の物質的條件の總和とわが社會の發展の内的法則から、この地盤の上に發生し、そしてそれに従つてソヴェト國家が一定の目的と任務とを提起する社會的要求と利益から、また國家が提起した目的を最大限度に迅速にかつ最も有効に達成しそして國家の提起した課題を同様に解決するため保障されねばならぬところのソヴェト市民の社會的行爲の性格から、出發する。もしも、民法が當面の物質的要求を満足せしめ、ソヴェト市民の必要な行爲を保障することを最もよく促進せしめるならば、國家は民法を選び、そして社會關係の所與の部門の法的規制の方法として民法を認證するのである。

(一四) 前掲アスカナジ教授の論文、一〇〇頁を参照せよ。

かようにして、民法的立法の諸規範が適用される範囲をきめるためには、次のような事情が本質的なものである。

- (一) それによつて民法關係が特殊な構造的型の關係としてあらわれるところの、民法的規制の方法の特殊性、
- (二) 民法的規制の方法が社會關係へ適用される可能性を條件づける社會關係の客觀的性質、
- (三) 物質的に條件づけられそして社會主義國家によつて提起された、目的と任務。そして、かかる目的と任務は、所與の社會關係へ民法的規制の方法が適用される必然性を豫想する。

周知のように、財産關係の特定の總和のみが、ならびに市民の個人的な非財産的權利と關聯せる諸關係もまた、民法的規制の方法が適用される可能性を許容する。これらの關係は民法關係の型にしたがつて構成され得る。もしも、これら諸關係が自己の本性にしたがつて民法的方法のみをみづからに適用する可能性を許容するならば、あるいはもしも、種々の法的方法がかかる諸關係へ適用される客觀的可能性が存在する場合に、國家がみづから提起した目的と任務に照應して民法的規制の方法を選択するとすれば、これら諸關係は民法關係の型にしたがつて構成されねばならぬ。

かような諸事情の總和のみが、他の形態の法的關係から區別される民法關係の概念の一般的規定をなすための、しかもこの基盤において、單一なるソヴェト社會主義法の体系の一部門としての民法の規定をなすための、充分な前提をつくりだすように思はれる。

ソヴェト社會主義民法關係は特有な構造的型の法律關係である。ソヴェト民法關係の構造的性質は、その構造の一般的性格にも、その主体的構成にも、またその當事者の權利及び義務の性格ならびに客體にも、あらわれている。社會主義的財産關係は、ならびにソヴェト市民の個人的な財産權と關聯している諸關係もまた、民法關係の原則にもとづいて構成される。これらの關係は、もしもそれが、みづからの客觀的性格にしたがつて、民法的規制の方法のみが

資料

みづからに適用される可能性を許容するならば、民法關係の型にしたがつて構成されねばならぬ。もしもこれらの諸關係が、みづからの客觀的本性にしたがつて、民法的方法ばかりでなく行政法的方法をもみづからに適用される可能性を許容するならば、民法關係の構造的特質が、個々のソヴェト市民ならびにすべてのソヴェト國民の物質的要求及び利益を満足せしめるために社會主義國家が提起した課題の解決を要求する、民法關係の當事者の行爲を保障するとすれば、その場合にはこれら諸關係は、民法關係の型にしたがつて構成されるであらう。

(終)